

# 輸出物品販売場制度について

事業者が「輸出物品販売場」として物品を免税販売するためには、次の1から5の全てを満たしていなければなりません。

免税店

## 1 「『輸出物品販売場』の許可」を受けていること

輸出物品販売場の許可は、事業者の納税地を所轄する税務署長に、事業者が経営する販売場ごとに許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、原則として次の条件の全てを満たしていることが必要です。

- ① 販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。  
※ 申請時点で利用度が高いことまでを求めているものではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含みます。
- ② 販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有するものであること。  
※ 「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではありません。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続を説明することができれば十分です。  
また、「非居住者に対する販売に必要な物的施設を有する」とは、免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の物的施設があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではありません。
- ③ 申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。
- ④ 申請者の資力及び信用が十分であること。
- ⑤ ①から④のほか許可することにつき特に不適当であると認められる事情がないこと。

なお、輸出物品販売場の許可は、場所的要件、物的要件、人的要件を総合して判断し、「特定の場所」に対して許可を行うものですので、例えば、許可を受けていた店舗を移転した場合には、改めて移転先の店舗について、許可を受けなければなりません。

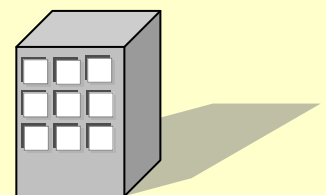
## 2 「非居住者」に対する販売であること

輸出物品販売場において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法で規定されている「非居住者」に限られています。免税販売に際しては、パスポート等で確実に確認してください。

「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない者をいいます。

例えば、外国人であっても

- ① 日本国内にある事務所に勤務している者
- ② 日本に入国後6か月以上経過した者は、非居住者に該当しません。



### 3 「免税対象物品」の販売であること

許可を受けた輸出物品販売場で販売される全ての物品が免税の対象となるわけではありません。輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品のみ免税の対象とされています。

したがって、非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象になりません（非居住者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です。）。

また、免税販売の対象となるのは、一般物品又は消耗品の区分に応じて、一定の金額基準を満たすものです。

#### 【一般物品（消耗品以外のもの）】

⇒ 同一の非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が1万円を超えるもの

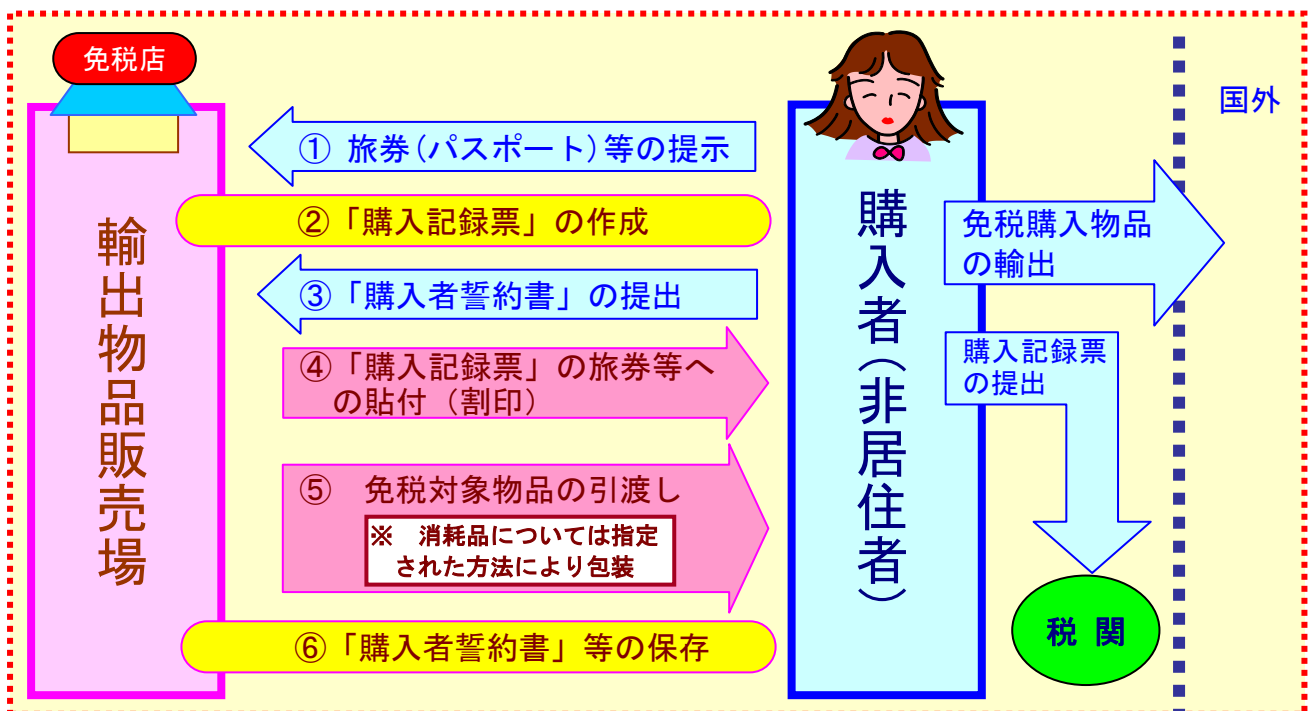
#### 【消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品その他の消耗品）】

⇒ 同一の非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が5千円を超え50万円までの範囲内のもの

（注）消費税法以外の法律等により、その販売に当たって許可等が必要とされる物品（酒、たばこなど）については、輸出物品販売場の許可とは別に、それぞれの法律等に基づく許可等が必要となりますのでご注意ください。

### 4 「所定の手続」で販売すること

免税で販売を行う場合には、次の手続によらなければなりません。



### 5 「購入者誓約書」等を保存していること

誓約書

輸出物品販売場における免税対象物品の販売につき、免税の適用を受けるためには、輸出物品販売場を営む事業者は、購入者が作成した「購入者誓約書」を事業者の納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません。

また、同一の輸出物品販売場において、同一の非居住者に対して1日に販売する一般物品の販売額の合計が100万円を超える場合には、輸出物品販売場を営む事業者は、その非居住者の旅券等の写しを事業者の納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません。

なお、保存期間は、「輸出物品販売場を営む事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」です。